

ご契約の個別事項について

ご契約内容の詳細については、当社ホームページなどで公開しております「空調用A契約」をご確認ください。

空調用A契約

【概要】

契約名称	空調用A契約		
契約	いずれかの契約種別をお選びいただき所定の契約書を用いてガス需給契約を締結していただきます		
契約単位	1 需要場所における専用ガスメーター		
適用条件 (※1)	(1)ガス機器	空調機器	
	(2)専用ガスメーター	空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること	
	(3)契約年間使用量	契約最大使用量の600倍以上	
	(4)契約年間引取量	契約年間使用量の70%以上	
	(5)契約年間負荷率	65%以上	(6)緊急調整対応
精算額	最大使用量倍率未達精算額 年間負荷率未達精算額 契約年間引取量未達精算額 契約最大使用量超過精算額 契約中途解約精算額		

(※1) (3)、(4)は、右の【ガス需給契約に定める事項】を参照ください。

(5)契約年間負荷率とは、契約最大需要期月平均使用量に対する契約月平均使用量の割合をいいます。

【料金表】

(税込)

料金種別	時期 (※2)	基本料金 (1カ月につき) (※3)		基準単位料金 (1mにつき)
		定額基本料金 (1カ月につき)	流量基本料金単価 (1mにつき)	
第1種	冬期	73,700.00円	4,947.55円	96.25円
	その他期	44,000.00円	888.31円	
第2種	冬期	6,600.00円	5,509.77円	117.61円
	その他期	4,400.00円	910.80円	
第3種	冬期	3,300.00円	6,072.00円	123.46円
	その他期	2,200.00円	933.28円	

(※2) 冬期とは、12月、1月、2月、3月使用期間の4カ月間をいい、その他期とは、冬期以外の8カ月間をいいます。

(例) 12月使用期間とは、12月検針日の翌日から1月検針日までをいいます。

(※3) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金を合計した額をいいます。(※4)

(※4) 流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額をいいます。

【ガス需給契約に定める事項】

契約期間	原則として1年間とし、契約期間満了時にお申し出がない場合は同一条件で1年間延長いたします。	
各種契約量	① 契約最大使用量	1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量(小数点以下切り捨て)(※5)
	② 契約年間使用量	契約月別使用量の合計
	③ 契約年間引取量	1年間においてお客さまが引取らなければならない使用量
	④ 契約月平均使用量	契約年間使用量を12で除した量
	⑤ 契約月別使用量	契約開始使用月から終了使用月までの月別使用予定量

(※5) 空調機器の全定格入力 (kW) を標準熱量 (MJ) で除し3.6を乗じた値 (小数点以下切り捨て、以下「定格値」といいます。ただし、1m未満の場合は1mといたします。) といたします。ただし、空調機器に予備がある場合など、定格値によるのが適当でない当社が判断した場合には、この限りではありません。

【適用条件について】

- ・適用条件を満たしていない場合は、ご契約いただくことは出来ません。
- ・(1)、(2)の設置状況を確認させていただきため、ご使用場所をご訪問させていただく場合があります。
- ・適用条件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を当社へ連絡していただきます。
- ・適用条件を満たさなくなった場合は、当社は当該ガス需給契約を解約し、一般ガス供給約款を適用することがあります。
- ・(1)、(2)の条件を満たさないでガスをご使用の場合は、約款の定めにより、精算する金額を当社が申し受ける場合があります。

【契約最大使用量超過時の取扱いについて】

- ・1時間当たりの使用量が契約最大使用量の105%に相当する量 (小数点以下切り上げ) を超えた場合には、原則として当年度の1時間当たりの最大使用量を下限として翌年度のこの選択約款に基づくガス需給契約における契約最大使用量を定めます。ただし、翌年度に当社とこの選択約款に基づくガス需給契約を行わない場合若しくは当社がやむをえないと判断した場合を除きます。

【緊急調整対応について】

- ・不測の需給逼迫等の緊急時において、緊急調整 (供給の制限又は中止) に応じていただきます。
- ・緊急調整に応じていただいた場合は、所定の算式に基づいて基本料金を割引いたします。

【最大使用量の算定について】

- ・契約最大使用量を定格値としなかった場合、最大使用量は、負荷計測器により算定いたします。
- ・負荷計測器は当社から支給いたします。取付関係工事費はお客さまにご負担いただけます。

【精算額について】

- ・使用実績がガス需給契約に定めた各種契約量を逸脱した場合や、契約期間満了前に中途解約された場合は、原則として約款の定めにより算定する金額を限度とする精算額を申し受けます。
- ・精算額に係る債権は、当社から西部ガス株式会社に譲渡いたします。